

社会福祉法人はまなす会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はまなす会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費を支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

2 役員及び評議員が地方公共団体の職員である場合は、第3条と第4条の規定は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 6 月 27 日から施行する。

この規程は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	4, 0 0 0 円/日
評議員会出席報酬等	4, 0 0 0 円/日

別表 2（第 4 条関係）

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬等	4, 0 0 0 円/日
監事監査指導報酬等	4, 0 0 0 円/日